ＪＭＩＰの視点から見る
費用対効果とリソース確保の
ロードマップ

一般財団法人　日本医療教育財団

内容

Ⅰ. JMIPの概要と費用対効果

Ⅱ. 体制整備における
リソース確保の考え方

Ⅲ. JMIP受審のロードマップ

Ⅰ．JMIPの概要と費用対効果

JMIPの概要と費用対効果

ジェイミップ

ＪＭＩＰ ＜外国人患者受入れ医療機関認証制度＞

（ Japan Medical Service Accreditation for International Patients ）

- 国内の医療機関における外国人患者の受入れ体制を評価し、認証する制度
- 厚生労働省事業により構築され、日本医療教育財団が認証機関として運営を継承

JMIPの概要と費用対効果

認証制度の目的

外国人が安心・安全に国際的に高い評価を得ている
日本の医療サービスを享受することができる体制を構築する

対象医療機関

第三者機関による認証によって
医療施設機能が評価されている病院

＜対象となる第三者認証＞ ※いずれか一つ

① 病院機能評価
② Accreditation Standards For Hospitals (JCI)
③ ISO 9001 / 14001
④ 臨床研修評価
⑤ 人間ドック健診施設機能評価

認証期間

有効期間 ： ３年間
※更新審査による認証更新が可能

JMIPにおける外国人の定義



在留・訪日を問わず、すべての外国人を対象とする。

■ 在留　　日本国内に在住している外国人

■ 訪日　　・観光、ビジネス等で日本を訪れた外国人
・医療目的や健診目的で日本を訪れた外国人

ＪＭＩＰでは、すべての外国人が
医療機関を受診するケースが対象

JMIPの概要と費用対効果

JMIP認証病院数：67 施設（2026年8月時点）

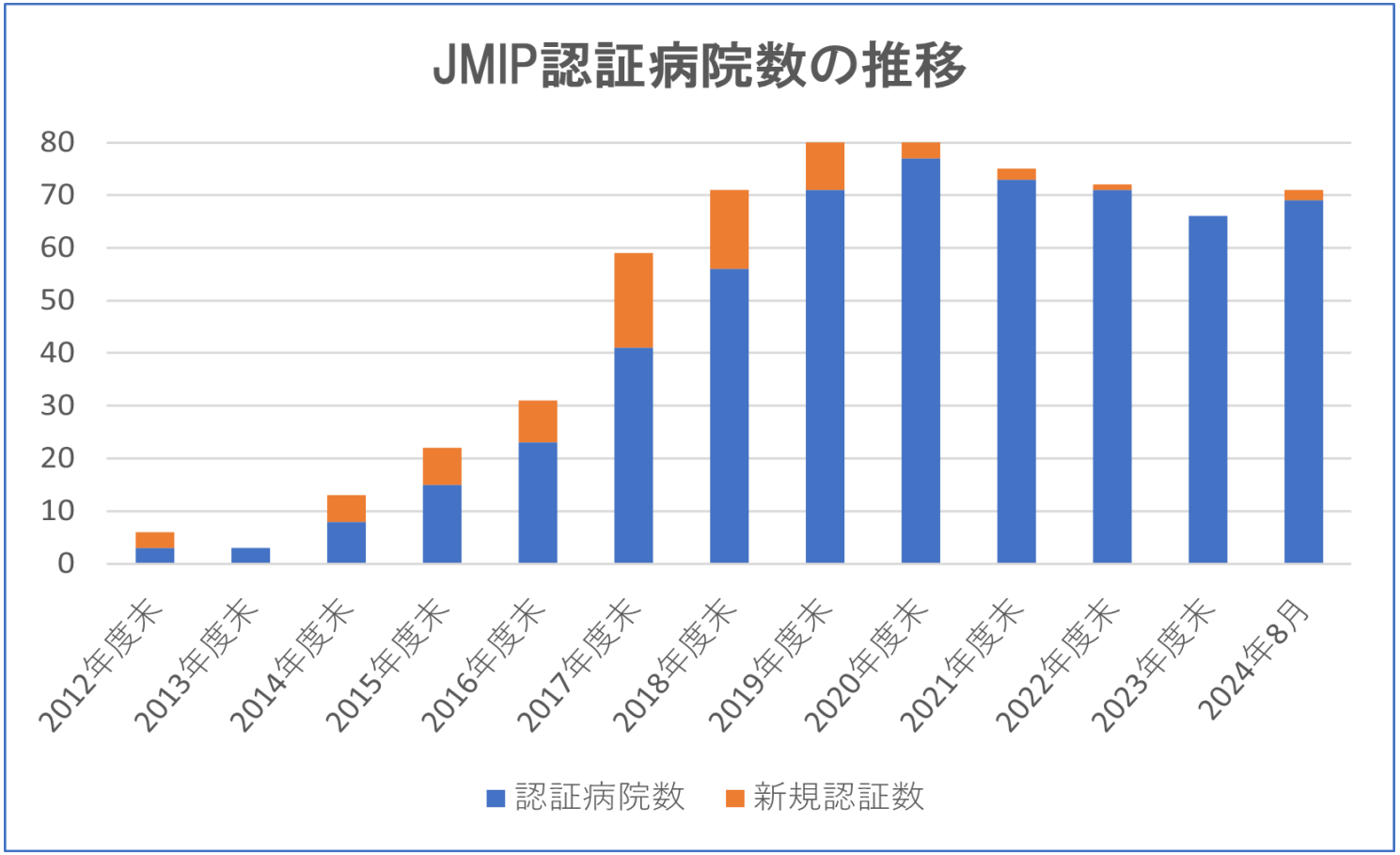

JMIPの概要と費用対効果

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」
（令和8年1月23日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）
【外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議】

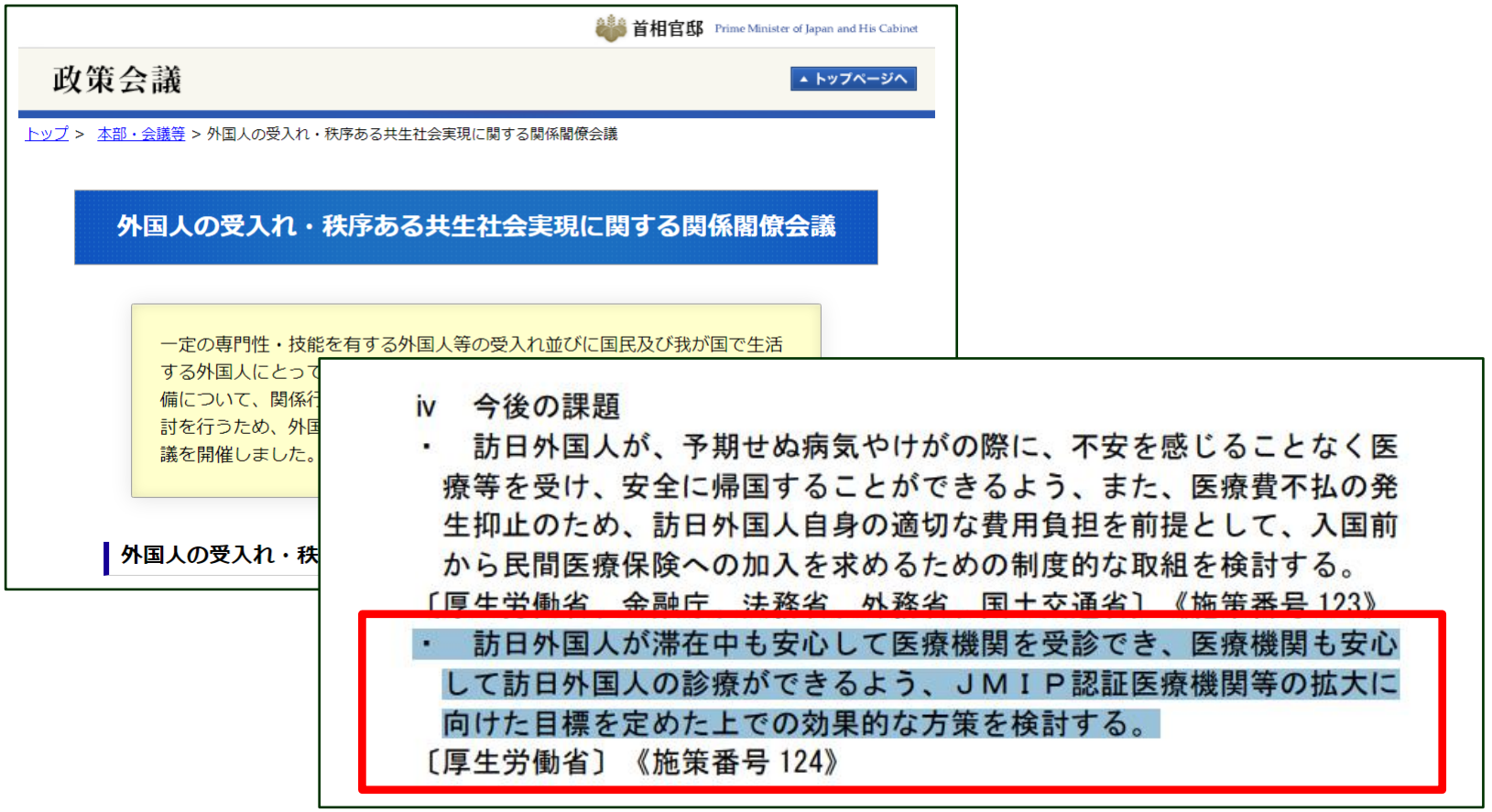

首相官邸 Prime Minister of Japan and His Cabinet

政策会議

▲トップページへ

トップ > 本部・会議等 > 外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議

一定の専門性・技能を有する外国人等の受入れ並びに国民及び我が国で生活する外国人にとって
備について、関係行
討を行うため、外国
議を開催しました。

外国人の受入れ・秩

iv　今後の課題

・　訪日外国人が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、また、医療費不払の発生抑止のため、訪日外国人自身の適切な費用負担を前提として、入国前から民間医療保険への加入を求めるための制度的な取組を検討する。
〔厚生労働省　金融庁　法務省　外務省　国土交通省〕《施策番号 123》

・　訪日外国人が滞在中も安心して医療機関を受診でき、医療機関も安心して訪日外国人の診療ができるよう、ＪＭＩＰ認証医療機関等の拡大に向けた目標を定めた上での効果的な方策を検討する。
〔厚生労働省〕《施策番号 124》

JMIP認証取得による費用対効果

JMIP受審費用（総額）	825,000円（税込）

◉ 外国人診療についての認知度・信頼性向上、他院との差別化
⇒患者数確保、診療収入への寄与（増収）

◉ 院内対応の統一化・円滑化、各部門での体制強化
⇒業務効率化による業務コスト削減

◉ 体系的な体制整備、第三者的な認証の取得
⇒社会医療法人等における訪日外国人患者に対する自由診療の診療価格設定の根拠付け

JMIPの概要と費用対効果

◉ 外国人診療についての認知度・信頼性向上、他院との差別化
⇒患者数確保、診療収入への寄与（増収）



在留外国人コミュニティ



訪日外国人旅行者

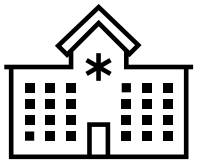

地域の病院・クリニック



周辺のホテル・旅館

JMIPの概要と費用対効果

◉ 院内対応の統一化・円滑化、各部門での体制強化
⇒業務効率化による業務コスト削減

■ 院内対応の統一化・円滑化 ■



■ 各部門での体制強化 ■

- 事務部門
- 診療部門
- 検査部門
- 看護部門
- 薬剤部門

JMIPの概要と費用対効果

◉ 体系的な体制整備、第三者的な認証の取得

⇒社会医療法人等における訪日外国人患者に対する自由診療の診療価格設定の根拠付け

【参考】社会医療法人等における訪日外国人患者に対する自由診療の価格設定について



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索 検索

テーマ別に探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・白書 | 所管の法令等 | 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療の国際展開 > 社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限について

社会医療法人等が行う訪日外国人患者の自由診療に係る診療費の上限について

社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会（以下「社会医療法人等」という。）に係る認定又は承認等の要件のうち、自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。以下同じ。）に対し請求する金額が社会保険診療の場合と同一の基準（１点10円）により計算されることとの要件（以下「診療費の上限」という。）に関して、自費患者である外国人であって公的医療保険に加入していない者（以下「訪日外国人患者」という。）に対する診療において発生する追加的費用に鑑み、訪日外国人患者に係る診療費の上限は「社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額からその金額に３を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものであること」とされております。
社会医療法人等の各法人が訪日外国人患者診療について通常とは別に価格を設定する場合は、下記通知に定める方法によって地域における標準的な料金を超えない金額を算出した上で、算出した上限までの範囲（算出結果が１点30円を超える場合は、１点30円までとする）で訪日外国人患者診療価格を設定し、行政庁による確認等を受けてください。

政策について
分野別の政策一覧
健康・医療
健康
食品
医療
医療保険

Ⅱ．体制整備における
リソース確保の考え方

体制整備におけるリソース確保の考え方

＜財政的リソースについて＞

■体制整備コストの軽減策

- ◉ 通訳サービス導入 → ・翻訳アプリ、院内人材の活用
・ケースに応じた遠隔通訳等の導入
- ◉ 医療文書翻訳 → ・厚労省「多言語説明資料」の活用
・優先順位付けと必要に応じた翻訳
- ◉ 院内表示多言語化 → ・テプラシール等による対応
・デジタルサイネージ等も検討
- ◉ ホームページ多言語化 → ・情報を抜粋した簡易版から制作
・自動翻訳ツールでの翻訳も検討

体制整備におけるリソース確保の考え方

表９　通訳の手法別特徴（概念図）※

	対面通訳（雇用）	対面通訳（派遣）	映像通訳	電話通訳	翻訳機	翻訳ツール（インターネットの翻訳サイト・指さし等）
即時性（いつでも利用可能か）	△（時間制約有）	△（時間制約有）	○	○	◎	◎
場所（どこでも利用可能か）	△（通訳者の確保必要）	△（通訳者の確保必要）	○（要インターネット環境）	○	◎	◎
多言語対応力	×	△	○	○	◎	◎
IC等、高度で複雑な場面での対応力	◎（但し、通訳者の能力により差あり）	◎（但し、通訳者の能力により差あり）	○	○	×	×
患者や医療従事者の安心感	◎	◎	○	△	△～×	△～×
正確な通訳が行われなかったときの発見の可能性・正力	◎（但し、通訳者の能力により差あり）	◎（但し、通訳者の能力により差あり）	○	○	×	×
コスト	高 ←→ 低					

通訳のケースに応じた使い分けの基準を明確化

⇒ケースごとに適した通訳サービスを提供することで運用コストを抑える

（厚生労働省「**外国人患者の受入れのための医療機関マニュアル**」より）

体制整備におけるリソース確保の考え方

【外国人患者向け多言語説明資料】の活用

厚生労働省事業により制作され、ホームページで公開中

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kokusai/setsumei-ml.html

- ■ 医療機関において、外国人患者の対応時に必要となる医療文書（問診票、説明文書、コミュニケーションツール等）の標準化・翻訳
- ■ 13言語対応（英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語、ウクライナ語、ヒンディー語、インドネシア語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、アラビア語）
- ■ 専門家による検証済（ネイティブチェック、リーガルチェック）
- ■ <u>医療機関でカスタマイズして使用することが可能</u>



体制整備におけるリソース確保の考え方

＜人的リソースについて＞

■人的リソース不足に対する対応策

◉ 外国人患者受入れマニュアルの作成

→

- 属人化の解消
- 各部門での対応方法の検討、ノウハウの蓄積・集約

◉ 外国人患者対応プロジェクトチーム・委員会の設置

→

- 各部門から選出し、現状把握、課題抽出、体制整備箇所の検討
- 各部門での体制整備推進

体制整備におけるリソース確保の考え方

◆**JMIPでは、院内のすべてを多言語で整備することまでは求められていない**

・医療文書等は多岐にわたるため、汎用性の高いものから優先順位をつけて整備。（日本語版のみの文書は、通訳ツールなどで内容を伝えられる体制があれば可）

・院内表示は、各案内表示など要所から整備を進める。危険箇所や感染・衛生等に係る表示は重点的に整備。

・整備する言語は、「英語」が基本。その他、医療機関の状況に応じて他言語を検討。

・医療通訳者の配置や専門部署の設置は必須ではない。院内の状況に応じた体制で整備を行う。

Ⅲ. JMIP受審のロードマップ

JMIP受審のロードマップ

JMIP受審の流れ

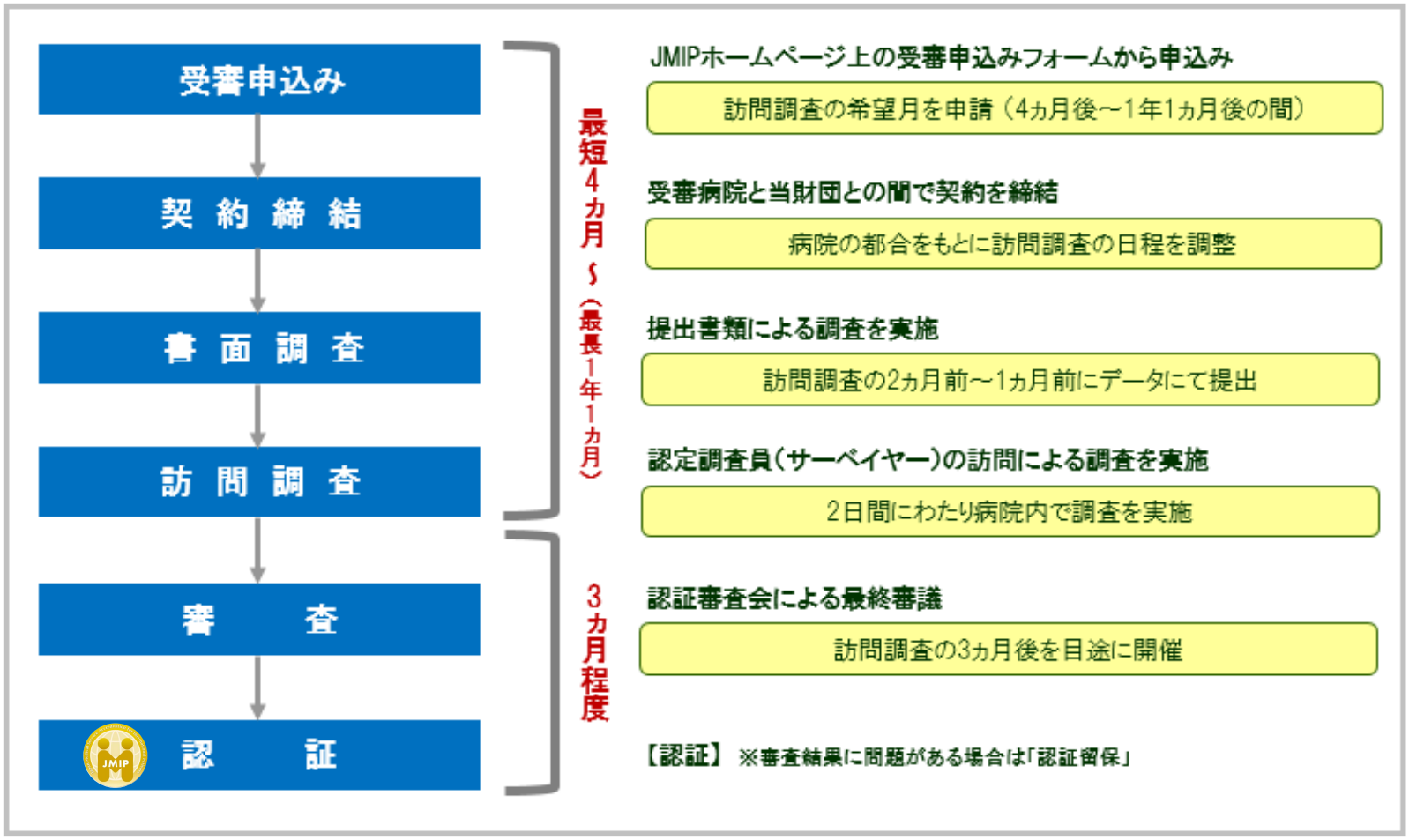

JMIP受審のロードマップ

JMIP 評価項目（Ver.3.0）

外国人患者受入れに係わる5つの領域（分類）

1. 受入れ対応	2. 患者サービス	3. 医療提供の運営	4. 組織体制と管理	5. 改善に向けた取り組み

12の大項目

【1.1】 外国人患者に関する情報収集と受入れ体制 【1.2】 医療費の請求や支払いに関する対応	【2.1】 通訳（会話における多言語対応）体制の整備 【2.2】 翻訳（文書での多言語対応）体制の整備 【2.3】 院内環境の整備 【2.4】 患者の宗教・習慣の違いを考慮した食事への対応	【3.1】 外国人患者への医療提供に関する運営 【3.2】 説明と同意（インフォームドコンセント）	【4.1】 外国人患者受入れに関する議論と担当者の配置 【4.2】 安全管理体制	【5.1】 院内スタッフへの教育・研修 【5.2】 外国人患者の満足度向上への取り組み

JMIP受審のロードマップ

- JMIP事務局による「個別説明会」実施
- 外国人患者対応プロジェクトチーム・委員会などで体制整備項目、スケジュールを検討・調整

↓

- 評価項目の基準に沿って体制整備
- JMIP事務局による受審サポート
- 病院による自己評価、各種資料準備

↓



- JMIP 書面調査
- JMIP 訪問調査

JMIP受審のロードマップ

- JMIP個別説明会（訪問・オンライン）
- JMIP評価項目・体制整備についてのご質問
- JMIP受審に関するご相談　など

■ お気軽にお問い合わせください ■

＜日本医療教育財団　JMIP事務局＞

jigyo@jme.or.jp

JMIP受審のロードマップ

＜JMIP個別説明会＞

■所要時間 ： 1時間程度

■内容

- 受審の流れ（調査方法の詳細説明）
- 評価項目の解説
- 体制整備のポイント解説
- 質疑応答

※Ver.3.0 受審ガイド（評価項目の解説）
冊子版を進呈

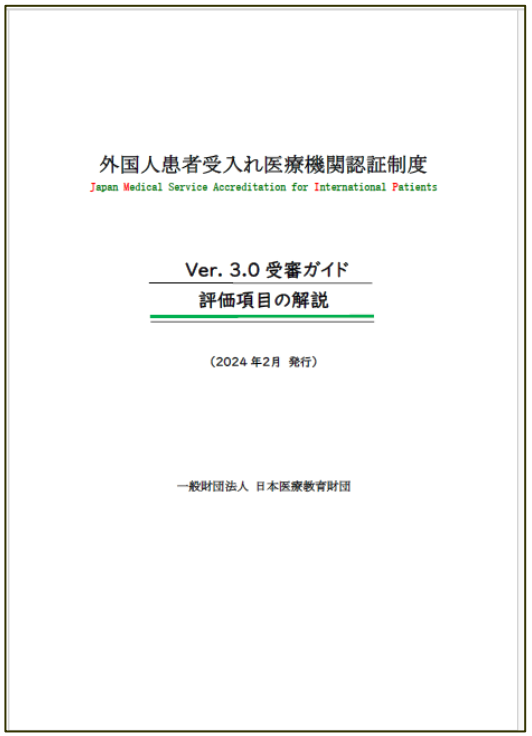
外国人患者受入れ医療機関認証制度
Japan Medical Service Accreditation for International Patients
Ver. 3.0 受審ガイド
評価項目の解説
（2024 年2月 発行）
一般財団法人 日本医療教育財団

- 具体的な検討前の段階でも実施可
- 説明会の内容は希望に応じて調整可

ご清聴ありがとうございました

外国人患者受入れ医療機関認証制度

Japan Medical Service Accreditation for International Patients

一般財団法人　日本医療教育財団